

特 約 条 項

1 処理基準

処理にあたっては、処理時点における次の関係法令に定める諸基準に抵触しないように行うこととする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

2 提出書類

- (1) 0900-D-2 真鍮屑 溶解証明書
- (2) 0900-D-2-A 真鍮屑（打殻薬莖） 溶解証明書
- (3) 対空機関砲台車部の解体後の写真（22台分）

3 不用品の種類及び数量

別紙による。

4 引渡し

引渡しは、官側の指定する保管場所において両責任者立会いの上、実施するものとする。

5 搬出、破壊及び切断等

搬出、破壊及び切断等の作業を行う場合は、予め官側の承諾を得て、次の事項に注意するものとする。

- (1) 契約相手方は、切断等の作業のために火気を使用するときは、事前に官側に届け出を行い、基地司令の許可を受けること。
- (2) 契約相手方は、火災予防に努め、作業現場に消火器を必要数常備しておくこと。
- (3) 気象条件によっては、官側の指示により火気の使用を禁止することもある。
- (4) 作業時間は、0815～1700とし、作業終了時に官側の火気点検を受けること。なお、時間外の作業については、事前に官側の許可を受けること。
- (5) 搬出、破壊及び切断等の作業のためクレーン等（吊上げ機材）を使用する時は、事前に官側と調整すること。

6 その他

- (1) 作業中の事故防止については、万全の配慮をすること。
- (2) 公害の恐れのある物質については、双方の責任において適切に処置すること。
- (3) 当該物品、引き取り後、外国政府機関及び国外業者（商社）に転売及び譲渡すること及び材料として売却する以外での転用及び転売することを禁ずる。また、軍事品は、原型をとどめないように破壊、切断等の処置を施すこと。
- (4) 契約履行にあたり、疑義が生じた場合、官側の指示を受けるものとする。

別紙

[illegible]